

- 議 長 追加日程第2「議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。
- 町長 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
- 町 長 令和5年3月3日提出、松田町長 本山博幸。
- 町 長 提案理由。国民健康保険法施行令等の一部改正により、出産にかかる経済的負担を軽減するための出産育児一時金の支給額が変更となるため、町条例について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 町 民 課 長 松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。令和5年2月1日に公布された国民健康保険施行令等の一部改正により、出産にかかる経済的負担を軽減するための出産育児一時金の支給額が、現在の42万円から50万円に令和5年4月1日より変更されることに伴い、町の条例を改正するものでございます。
- 町 民 課 長 3枚目の参考資料1を御覧ください。新旧対照表にて説明させていただきます。現行、出産育児一時金は第5条で規定されておりますが、下線部分42万円を改正案で50万円と改めるものでございます。
- 町 民 課 長 1枚お戻りいただきまして、改正条例なんですけども、これの中段、附則、施行期日。この条例は令和5年4月1日から施行する。
- 町 民 課 長 経過措置。この条例による改正後の松田町国民健康保険条例第5条第1項の規定は、令和5年4月1日以降の出産にかかる一時金から適用し、この条例の施行日前の出産にかかる一時金の支給については、なお従前の例による。
- 町 民 課 長 説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。
- 6 番 井 上 1点だけですね。ここで42万円から50万円ということですが、令和5年度予

算でのですね、取り扱いというのはどういうふうにご考えておられますか。

町 民 課 長 令和5年度の予算では50万円で見込ませていただきました。以上です。

6 番 井 上 じゃあこれ、令和5年度当初予算書（案）ではですね、300万円ということで出産育児一時金が計上されておりますが、これは50万円×6件ということで積算をされているということで理解してよろしいですか。

町 民 課 長 はい。

6 番 井 上 了解しました。結構です。

議 長 ほかにはございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。追加日程第2議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。